

[誤植訂正]クレジットカードの会員規約・規定の改定について

2021年4月1日

(2021年5月10日 誤植訂正)

(2021年9月15日 誤植訂正)

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2021年4月1日(木)に掲載いたしました「海外ショッピングご利用時の事務手数料率の改定に関するご案内」、 「ショッピング/リボルビング払い」および「回数指定分割払い」のご利用における手数料率改定のお知らせおよび「ETCカード、QUICPay専用カード、QUICPayモバイルの有効期限更新停止に関するご案内」等に関するクレジットカードの会員規約・規定(以下「規約等」といいます)の改定について、ご案内いたします。
なお、本ご案内は、規約等に定められた規約変更手続きに則り、お客さまとの間のカード取引に係る契約を変更させていただくものです。

※2021年4月1日(木)にご案内したものの記載内容に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、訂正し、改めてご案内いたします。
訂正箇所は二重下線青字(5月10日のお知らせの内容)および緑字(9月15日のお知らせの内容)の箇所でございます。

(1) 対象カード

① 海外ショッピングご利用時の事務手数料率の改定について

国際ブランドが付帯するすべてのクレジットカード(コーポレートカードを除く)

② カードの紛失・盗難等に関する規定の改定について

すべてのクレジットカード

(コーポレートカード、ENEOS BUSINESSカード、ENEOS BUSINESS IIカードを除く)

③ ショッピング/リボルビング払いおよび回数指定分割払いのご利用における手数料率改定について

「リボルビング払い」および「回数指定分割払い」が利用できるすべてのクレジットカード

④ ETCカード、QUICPay専用カード、QUICPayモバイルの有効期限更新停止に関する規定の改定について

個人向けクレジットカードに紐づくETCカード、QUICPay専用カード、QUICPayモバイル

※以下のカードにつきましては、下記記載のWEBサイトでご案内しておりますので、お手数をおかけしますが、当該WEBサイトでご確認ください。

・レクサスカード(個人用、法人用)、レクサスETCカード(法人用)

[掲載場所:レクサスファイナンシャルサービスホームページ <https://lexus-fs.jp>]

(2) 効力発生日

2021年10月1日より改定後の規約等が適用となります。

(3) 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

改定後の規約等(全文)につきましては、2021年9月頃、当社WEBサイトに掲載の予定です。

① 海外ショッピングご利用時の事務手数料率の改定について

改定内容に関する施策の詳細は当社お知らせページをご覧ください。(<https://tscubic.com/information/20210401-02/>)

※レクサスカードについてはこちら (<https://info.lexus-fs.jp/lfsnews/detail.php?id=2393>) をご覧ください。

◆ 会員規約 第 11 条（外貨建利用代金の円への換算）

改定前	改定後（2021年10月1日から）
（前略）所定レートに、海外取引に関する 事務処理等の費用分 を加算したレートで円換算した円貨により、本人会員は当社に支払うものとします。	（前略）所定レートに、海外取引に関する 事務手数料 を加算したレートで円換算した円貨により、本人会員は当社に支払うものとします。

*「本人会員」の呼称は各対象カードによって異なりますので、改定前後のいずれについても、各対象カードに適用される規約等に記載された呼称に読み替えてください。

*以下各対象カードの会員規約におきましては、「読み替え前」欄に記載の内容を各対象カードの欄に記載の内容に読み替えてください。

読み替え前 対象カード	会員規約 第 11 条
リゾートトラストメンバーシップカード	会員規約 第 10 条
リゾートトラストメンバーシップカード (法人用)	
リゾートトラスト社員カード	
TOKAI カード	
TOKAI 法人カード	
カラフルタウンカード	
グランパスオフィシャルカード	
KOBE PiTaPa カード	
OSAKA PiTaPa カード	
フィールタウンカード	
海陽学園カード	
ふれ愛倶楽部カード	
CGC カード	
おサイフくん QUICPay	ショッピング特約 第 5 条

② カードの紛失・盗難等に関する規定の改定について

当社と保険会社との間で締結している保険契約の見直しに伴い、以下のとおり補償サービスに関する記載を変更いたします。

※お客さまに適用される補償内容に変更はございません。

◆ 会員規約 第 15 条第 2 項、第 3 項（カードの紛失・盗難等）

改定前	改定後（2021年10月1日から）
2.（前略）所定の紛失・盗難に関する 届出書を提出し、保険 の適用が認められた場合は、（中略） ⑦会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）	2.（前略）所定の紛失・盗難に関する 届け出をし、補償 の適用が認められた場合は、（中略） ⑦会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の 方法 、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）
3. 会員は、前項に定める 保険 の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を当社または損害保険会社に提出するものとします。	3. 会員は、前項に定める 補償 の適用を受けるため、カードの紛失・盗難等による損害を知った時から 30 日以内に損害状況等を詳記した損害報告書、所轄警察官署の証明書、その他当社および損害保険会社が求める書類を 所定の方法 で、当社または損害保険会社に提出するものとします。

*「会員」の呼称は各対象カードによって異なりますので、改定前後のいずれについても、各対象カードに適用される規約等に記載された呼称に読み替えてください。

* 以下各対象カードの会員規約におきましては、「読み替え前」欄に記載の内容を各対象カードの欄に記載の内容に読み替えてください。

対象カード	読み替え前	第 15 条第 2 項	第 15 条第 2 項⑦	第 15 条第 3 項
おサイフくん Q U I C P a y		第 17 条第 2 項	第 17 条第 2 項④	第 17 条第 3 項
トレッサスタイルカードプラス		第 13 条第 2 項	第 13 条第 2 項⑤	第 13 条第 3 項
Q U I C P a y S		第 14 条第 2 項	第 14 条第 2 項⑤	第 14 条第 3 項
リゾートトラストメンバーシップカード		第 14 条第 2 項	第 14 条第 2 項⑦	第 14 条第 3 項
リゾートトラストメンバーシップカード（法人用）				
リゾートトラスト社員カード				
T O K A I カード				
T O K A I 法人カード				
カラフルタウンカード				
グランパスオフィシャルカード				
KOBE PiTaPa カード				
OSAKA PiTaPa カード				
フィールタウンカード				
海陽学園カード				
ふれ愛倶楽部カード				
C G C カード				
トヨタフューエルサポートカード	第 16 条第 2 項			
TOYOTA TS CUBIC Pay	第 14 条第 3 項	第 14 条第 3 項<6>	(※第 15 条第 3 項に相当する条項が存在しないため、当該部分の改定はありません)	
TOYOTA ETC TS CUBIC カード（法人用）	(※読み替え不要です)	第 15 条第 2 項⑤	(※第 15 条第 3 項に相当する条項が存在しないため、当該部分の改定はありません)	
DAIHATSU ETC TS CUBIC カード（法人用）				
HINO ETC TS CUBIC カード（法人用）				

◆ トヨタレンタカービジネスメンバーカード会員規約 第 15 条第 2 項（カードの紛失・盗難等）

改定前	改定後（2021年10月1日から）
<p>2.（前略）所定の紛失・盗難に関する届出書を提出した場合は、（後略）</p> <p>⑤会員がトヨタファイナンスまたは損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、トヨタファイナンスまたは損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは通常要求される損害の防止・軽減のための措置をとらなかった場合。（後略）</p>	<p>2.（前略）所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、（後略）</p> <p>⑤会員がトヨタファイナンスまたは損害保険会社の請求する書類を所定の方法、期間内に提出せず、トヨタファイナンスまたは損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは通常要求される損害の防止・軽減のための措置をとらなかった場合。（後略）</p>

◆ ENEOS BUSINESS ETC カード 会員規約 第 15 条第 2 項 (ETC カードの紛失・盗難等)

改定前	改定後 (2021 年 10 月 1 日から)
<p>2. (前略) 所定の紛失・盗難に関する届出書を提出し、保険の適用が認められた場合は、(中略)</p> <p>⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは通常要求される損害の防止・軽減のための措置をとらなかった場合。(後略)</p>	<p>2. (前略) 所定の紛失・盗難に関する届け出をし、補償の適用が認められた場合は、(中略)</p> <p>⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の方法、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは通常要求される損害の防止・軽減のための措置をとらなかった場合。(後略)</p>

◆ 会員規約 第 19 条 (会員資格の喪失およびカードの利用停止) 第 5 項

改定前	改定後 (2021 年 10 月 1 日から)
<p>5. (前略) にかかる盗難保険申請手続等、損害発生防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。</p>	<p>5. (前略) にかかる盗難補償に関する手続等、損害発生防止に必要な事項について、当社に協力するものとします。</p>

* 以下各対象カードの会員規約におきましては、「読み替え前」欄に記載の内容を各対象カードの欄に記載の内容に読み替えてください。

対象カード	読み替え前	第 19 条第 5 項	
TOYOTA ETC TS CUBIC カード (法人用)		第 19 条第 4 項	
DAIHATSU ETC TS CUBIC カード (法人用)			
HINO ETC TS CUBIC カード (法人用)			
TOYOTA TS CUBIC カード (法人用)			
DAIHATSU TS CUBIC カード (法人用)			
HINO TS CUBIC カード (法人用)			
トヨタレンタカービジネスメンバーカード			
ENEOS BUSINESS ETC カード			
リゾートトラストメンバーシップカード			第 18 条第 5 項
リゾートトラスト社員カード			
TOKAI カード			
カラフルタウンカード			
グランパスオフィシャルカード			
KOBE PiTaPa カード			
OSAKA PiTaPa カード			
フィールタウンカード			
海陽学園カード			
ふれ愛倶楽部カード			
C G C カード			
トレッサスタイルカードプラス	第 16 条第 4 項		
おサイフくん Q U I C P a y	第 22 条第 5 項		
QUICPayS	第 16 条第 5 項		
リゾートトラストメンバーシップカード (法人用)	第 18 条第 4 項		
TOKAI 法人カード			
トヨタフューエルサポートカード	第 20 条第 4 項		

◆ QUICPay 会員規定 第 14 条（本カードの紛失・盗難等）

改定前	改定後（2021 年 10 月 1 日から）
本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失・盗難等」に関する規定が準用されるものとし、同規定による 保険 の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。	本カードの紛失、盗難等により、本カードが第三者に使用された場合には、会員規約の「カードの紛失・盗難等」に関する規定が準用されるものとし、同規定による 補償 の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。

◆ おサイフくん QUICPay ショッピング特約 第 6 条（会員番号等の紛失・盗難等）

改定前	改定後（2021 年 10 月 1 日から）
会員番号等の紛失、盗難等により、会員番号等が第三者に使用された場合には、会員規約の「本モバイル等の紛失・盗難等」に関する規定が準用されるものとし、同規定による 保険 の適用が受けられない場合は、すべて特約会員において負担するものとします。	会員番号等の紛失、盗難等により、会員番号等が第三者に使用された場合には、会員規約の「本モバイル等の紛失・盗難等」に関する規定が準用されるものとし、同規定による 補償 の適用が受けられない場合は、すべて特約会員において負担するものとします。

◆ ETC CARD 利用規定 第 8 条（ETC カードの紛失・盗難等）

改定前	改定後（2021 年 10 月 1 日から）
E T C カードの紛失・盗難等により他人に E T C カードが利用された場合の会員の責任については、親カードの会員規約第 15 条を準用するものとし、同条による 保険 の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。なお、会員が、E T C カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について、重大な過失があったものとみなします。	E T C カードの紛失・盗難等により他人に E T C カードが利用された場合の会員の責任については、親カードの会員規約第 15 条を準用するものとし、同条による 補償 の適用が受けられない場合は、すべて会員において負担するものとします。なお、会員が、E T C カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難等について、重大な過失があったものとみなします。

◆ トヨタレンタカービジネスメンバーカード [ETC 一体型] ETC カード利用規定 第 8 条（ETC カードの紛失・盗難等）第 2 項

改定前	改定後（2021 年 10 月 1 日から）
2.（前略）所定の紛失・盗難に関する 届出書を提出し、保険 の適用が認められた場合は、（中略） ⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）	2.（前略）所定の紛失・盗難に関する 届け出をし、補償 の適用が認められた場合は、（中略） ⑤会員が当社または損害保険会社の請求する書類を所定の 方法 、期間内に提出せず、当社または損害保険会社の行う被害状況の調査に協力せず、あるいは損害の防止軽減に必要な努力をしなかった場合。（後略）

③ ショッピング「リボルビング払い」および「回数指定分割払い」のご利用における手数料率改定について

改定内容に関する施策の詳細は当社お知らせページをご覧ください。（<https://tscubic.com/information/20210401-01/>）

※レクサスカードについてはこちら（<https://info.lexus-fs.jp/lflslnews/detail.php?id=2391>）をご覧ください。

◆ 会員規約 第 35 条（分割払による支払）

改定前				改定後（2021 年 10 月 1 日から）			
1.（前略）				1.（前略）			
支払回数	支払期間	実質年率 (%)	利用代金 100 円あたり の手数料金額 (円)	支払回数	支払期間	実質年率 (%)	利用代金 100 円あたり の手数料金額 (円)
3	3ヶ月	13.20%	2.21	3	3ヶ月	15.00%	2.52
5	5ヶ月		3.33	5	5ヶ月		3.79
6	6ヶ月		3.89	6	6ヶ月		4.42
10	10ヶ月		6.15	10	10ヶ月		7.01
12	12ヶ月		7.30	12	12ヶ月		8.31
15	15ヶ月		9.03	15	15ヶ月		10.29
18	18ヶ月		10.78	18	18ヶ月		12.30

20	20ヶ月		11.95	20	20ヶ月		13.65
24	24ヶ月		14.33	24	24ヶ月		16.37
30	30ヶ月		17.95	30	30ヶ月		20.54
36	36ヶ月		21.65	36	36ヶ月		24.80
(後略)				(後略)			
2. (前略) <具体的算定例> (お支払の目安) 利用代金 5 万円、10 回払 (13.20%) の場合 ◇分割払手数料 : 50,000 円×(6.15 円 ÷100 円) = 3,075 円 ◇支払総額 : 50,000 円 + 3,075 円 = 53,075 円 ◇月々の支払金 : 53,075 円 ÷ 10 回 = 5,307 円 (初回 5,312 円)				2. (前略) <具体的算定例> (お支払の目安) 利用代金 5 万円、10 回払 (15.00%) の場合 ◇分割払手数料 : 50,000 円×(7.01 円 ÷100 円) = 3,505 円 ◇支払総額 : 50,000 円 + 3,505 円 = 53,505 円 ◇月々の支払金 : 53,505 円 ÷ 10 回 = 5,350 円 (初回 5,355 円)			

◆ 会員規約 第 36 条 (リボルビング払による支払)

改定前		改定後 (2021 年 10 月 1 日から)																																							
1. (前略) 月利方式により 1.10% を乗じた額 (1 円未満の端数は切り捨て) の手数料 (実質年率 13.20%) が含まれるものとします。ただし、手数料が弁済金を上回った場合、発生した当該手数料全額を弁済金とするものとします。		1. (前略) 月利方式により 1.25% を乗じた額 (1 円未満の端数は切り捨て) の手数料 (実質年率 15.00%) が含まれるものとします。ただし、手数料が弁済金を上回った場合、発生した当該手数料全額を弁済金とするものとします。																																							
2. 前項に定めるリボルビング払の支払コースは以下のとおりとします。		2. 前項に定めるリボルビング払の支払コースは以下のとおりとします。																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支払方式・コース</th> <th colspan="2">利用残高ごとの弁済金</th> </tr> <tr> <th>10 万円以下</th> <th>10 万円超 10 万円毎の 加算金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">残高スライド 方式</td> <td>A コース</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>B コース</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>C コース</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>D コース</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>E コース</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>定額方式</td> <td colspan="2">5,000 円以上 5,000 円単位 で任意の金額 (当社所定の場 合は、これと異なる金額となりま す。)</td> </tr> </tbody> </table>		支払方式・コース	利用残高ごとの弁済金		10 万円以下	10 万円超 10 万円毎の 加算金額	残高スライド 方式	A コース	5,000 円	B コース	10,000 円	C コース	10,000 円	D コース	15,000 円	E コース	20,000 円	定額方式	5,000 円以上 5,000 円単位 で任意の金額 (当社所定の場 合は、これと異なる金額となりま す。)		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">支払方式・コース</th> <th colspan="2">利用残高ごとの弁済金</th> </tr> <tr> <th>10 万円以下</th> <th>10 万円超 10 万円毎の 加算金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">残高スライド 方式</td> <td>A コース</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td>B コース</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>C コース</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>D コース</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>E コース</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>定額方式</td> <td colspan="2">5,000 円以上 5,000 円単位 で任意の金額 (当社所定の場 合は、これと異なる金額となりま す。)</td> </tr> </tbody> </table>		支払方式・コース	利用残高ごとの弁済金		10 万円以下	10 万円超 10 万円毎の 加算金額	残高スライド 方式	A コース	5,000 円	B コース	10,000 円	C コース	10,000 円	D コース	15,000 円	E コース	20,000 円	定額方式	5,000 円以上 5,000 円単位 で任意の金額 (当社所定の場 合は、これと異なる金額となりま す。)	
支払方式・コース	利用残高ごとの弁済金																																								
	10 万円以下	10 万円超 10 万円毎の 加算金額																																							
残高スライド 方式	A コース	5,000 円																																							
	B コース	10,000 円																																							
	C コース	10,000 円																																							
	D コース	15,000 円																																							
	E コース	20,000 円																																							
定額方式	5,000 円以上 5,000 円単位 で任意の金額 (当社所定の場 合は、これと異なる金額となりま す。)																																								
支払方式・コース	利用残高ごとの弁済金																																								
	10 万円以下	10 万円超 10 万円毎の 加算金額																																							
残高スライド 方式	A コース	5,000 円																																							
	B コース	10,000 円																																							
	C コース	10,000 円																																							
	D コース	15,000 円																																							
	E コース	20,000 円																																							
定額方式	5,000 円以上 5,000 円単位 で任意の金額 (当社所定の場 合は、これと異なる金額となりま す。)																																								
<p>※当社所定の場合または会員からのコース選択がない場合は残高スライド方式の A コース等所定の支払コースによるお支払いとなります。</p> <p><具体的算定例> 利用残高 10 万円、弁済金 5 千円 月利 1.10% (実質年率 13.20%) の場合 ◇手数料充当分 : 100,000 円×1.10% = 1,100 円 ◇元本充当分 : 5,000 円 - 1,100 円 = 3,900 円</p>		<p>※当社所定の場合または会員からのコース選択がない場合は残高スライド方式の A コース等所定の支払コースによるお支払いとなります。</p> <p><具体的算定例> 利用残高 10 万円、弁済金 5 千円 月利 1.25% (実質年率 15.00%) の場合 ◇手数料充当分 : 100,000 円×1.25% = 1,250 円 ◇元本充当分 : 5,000 円 - 1,250 円 = 3,750 円</p>																																							

*「会員」の呼称は各対象カードによって異なりますので、改定前後のいずれについても、各対象カードに適用される規約等に記載された呼称に読み替えてください。

* 以下各対象カードの会員規約におきましては、「読み替え前」欄に記載の内容を各対象カードの欄に記載の内容に読み替えてください。

読み替え前 対象カード		第 35 条	第 36 条
	利用残高 10 万円、弁済金 5 千円 月利 1.10% (実質年率 13.20%) の場合 ◇手数料充当分: 100,000 円× 1.10% = 1,100 円 ◇元本充当分: 5,000 円 - 1,100 円 = 3,900 円		
リゾートトラストメンバーシップカード	利用残高 10 万円、弁済金 1 万円 ◇手数料充当分: 100,000 円× 1.10% = 1,100 円 ◇元本充当分: 10,000 円 - 1,100 円 = 8,900 円	第 34 条	第 35 条
リゾートトラスト社員カード			
T O K A I カード			
カラフルタウンカード	利用残高 10 万円、弁済金 1 万円 月利 1.10% (実質年率 13.20%) の場合 ◇手数料充当分: 100,000 円× 1.10% = 1,100 円 ◇元本充当分: 10,000 円 - 1,100 円 = 8,900 円		
グランパスオフィシャルカード			
KOBE PiTaPa カード			
OSAKA PiTaPa カード			
フィールタウンカード			
海陽学園カード			
ふれ愛倶楽部カード			
C G C カード			
おサイフくん QUICPay	(※読み替え不要です)	第 36 条	第 37 条

④ ETC カード、QUICPay 専用カード、QUICPay モバイルの有効期限更新停止に関する規定の改定について

改定内容に関する施策の詳細は当社お知らせページをご覧ください。(<https://tscubic.com/information/20210401-03/>)

[※レクサスカードについてはこちら \(https://info.lexus-fs.jp/fls/news/detail.php?id=2395\) をご覧ください。](https://info.lexus-fs.jp/fls/news/detail.php?id=2395)

◆ QUICPay 会員規定 第 5 条 (有効期限、更新) 第 2 項

改定前	改定後 (2021 年 10 月 1 日から)
2. 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない Q U I C P a y 会員のうち、当社が審査のうえ、引き続き Q U I C P a y 会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という)を発行します。	2. 当社は、本カードの有効期限までに退会の申し出がなくかつ会員資格を喪失していない Q U I C P a y 会員のうち、当社が審査のうえ、引き続き Q U I C P a y 会員として承認する方に対し、有効期限を更新した新たなカード(以下「更新カード」という)を発行します。 なお、本カードの有効期限の 13 ヶ月前に属する月の 1 日から有効期限の 2 ヶ月前に属する月の末日までに本決済システムの利用がない場合、当社は QUICPay 会員へ通知のうえ、更新カードを送付しないことができるものとします。

* 「会員」の呼称は各対象カードによって異なりますので、改定前後のいずれについても、各対象カードに適用される規約等に記載された呼称に読み替えてください。

[*QUICPayS 会員規約におきましては、「第 5 条 \(有効期限、更新\) 第 2 項」を「第 4 条 \(有効期限、更新\) 第 2 項」と、読み替えます。](#)

◆ QUICPay 会員規定 第 13 条 (QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等) 第 3 項第 3 号

改定前	改定後 (2021 年 10 月 1 日から)
(3) 本カードの最終使用日より当社が定める一定期間本決済システムの利用がない場合。	(3) 本カードの最終使用日より当社が定める一定期間本決済システムの利用がない場合 (第 5 条第 2 項なお書に基づき更新カードを送付しない場合を含む) 。

[*QUICPayS 会員規約におきましては、「第 13 条 \(QUICPay 会員の退会、QUICPay 会員資格の喪失等\) 第 3 項第 3 号」を「第 16 条 \(QUICPayS 会員退会、QUICPayS 会員資格の喪失\) 第 2 項第 6 号」、「第 5 条第 2 項」を「第 4 条第 2 項」と、それぞれ読み替えます。](#)

◆ ETC CARD 利用規定 第 10 条 (ETC カードの有効期限) 第 2 項

改定前	改定後 (2021 年 10 月 1 日から)
2. (前略) カード (以下「更新カード」という) を送付します。	2. (前略) カード (以下「更新カード」という) を送付します。 なお、ETC カードの有効期限の 13 ヶ月前に属する月の 1 日から有効期限の 2 ヶ月前に属する月の末日までに ETC カードの利用がない場合、当社は会員へ通知のうえ、更新カードを送付しないことができるものとします。

以上